

から3年間」から「割当てを受けた日から当社取締役を退任するまで」に変更することをご承認いただいております。

本日、当社取締役会の決議により、対象取締役4名に対し金銭報酬債権合計 68,655,600 円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）を支給し、対象取締役が本金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより譲渡制限付株式として当社普通株式 66,015 株を割当てることといたしました。なお、対象取締役に対する金銭報酬債権の額は、当社の業績、各対象取締役の職責等諸般の事情を総合的に勘案の上、決定しております。また、本金銭報酬債権は、対象取締役が当社との間で、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 本割当契約の概要

① 譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）

当社の取締役：2026年8月21日（割当てを受けた日）から当社取締役の退任時まで

本譲渡制限期間は、割当てを受けた対象取締役は、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

② 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社取締役を退任した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、譲渡制限期間満了の時期に応じて、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとします。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社取締役を退任した時点において、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社は、これを当然に無償で取得します。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤ 本割当株式の管理

当社は、本割当株式が本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象取締役は当社が予め指定する金融商品取引業者（三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）に専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、当該口座にて管理いたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月22日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,040円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上